**定　款**

**社会福祉法人**

**長崎博愛会**

**社会福祉法人長崎博愛会定款**

1. **総　則**

**（目　的）**

**第１条**　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

* 1. 第一種社会福祉事業

ア　障害者支援施設の経営（佐世保祐生園）

　　 イ　障害者支援施設の経営（平戸祐生園）

　　 ウ　特別養護老人ホームの経営（佐世保福寿園）

* 1. 第二種社会福祉事業

　　 ア　老人短期入所事業の経営（佐世保福寿園）

　　 イ　障害福祉サービス事業の経営（佐世保祐生園）

　　 ウ　障害福祉サービス事業の経営（平戸祐生園）

**（名　称）**

1. この法人は、社会福祉法人長崎博愛会という。

**（経営の原則等）**

1. この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に勤めるものとする。

　２　この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

**（事務所の所在地）**

1. この法人の事務所を長崎県佐世保市針尾西町２６７番地に置く。

1. **評議員**

**（評議員の定数）**

1. この法人に評議員７名を置く。

**（評議員の選任及び解任）**

1. この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、

評議員選任・解任委員会において行う。

　２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

　３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

　４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

　５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の全員が出席し、全員一致もって行う。

**（評議員の任期）**

1. 評議員の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関す

る定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

　２　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任によ

り退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義

務を有する。

**（評議員の報酬等）**

1. 評議員の報酬については無報酬とする。
2. **評議員会**

**（構　成）**

1. 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

**（権　限）**

**第１０条**　評議員会は、次の事項について決議する。

1. 理事及び監事の選任又は解任
2. 理事及び監事の報酬等の額
3. 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
4. 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
5. 定款の変更
6. 残余財産の処分
7. 基本財産の処分
8. 社会福祉充実計画の承認
9. その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**（開　催）**

**第１１条**　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に開催するほ

か、必要がある場合に開催する。

**（招　集）**

**第１２条**　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理

事長が招集する。

　２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評

議員会の招集を請求することができる。

**（決　議）**

**第１３条**　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議

員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評

議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

　（１）監事の解任

　（２）定款の変更

　（３）その他法令で定められた事項

　３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定

数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の

枠に達するまでの者を選任することとする。

　４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わる

　　ことができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときは、評議員会の決議があったものとみなす。

**（議事録）**

**第１４条**　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

　２　出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

1. **役員及び職員**

**（役員の定数）**

**第１５条**この法人には、次の役員を置く。

1. 理事　６名
2. 監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

**（役員の選任）**

**第１６条**　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

　２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

**（理事の職務及び権限）**

**第１７条**　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を

　　執行する。

　２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その

　　業務を執行する。

　３　理事長は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状

　　況を理事会に報告しなければならない。

**（監事の職務及び権限）**

**第１８条**　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告

を作成する。

　２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務

　　及び財産の状況を調査することができる。

**（役員の任期）**

**第１９条**　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のも

のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

　２　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又

　　は辞任により退任した後も､新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監

　　事としての権利義務を有する。

**（役員の解任）**

**第２０条**　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
2. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

**（役員の報酬等）**

**第２１条**　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議

員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として

支給することができる。

**（職　員)**

**第２２条**　この法人に職員を置く。

　２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）

　　は、理事会において、選任及び解任する。

　３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

1. **理事会**

**（構　成)**

**第２３条**　理事会は、全ての理事をもって構成する。

**（権　限）**

**第２４条**　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるもの

については理事長が専決し、これを理事会に報告する。

1. この法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長の選定及び解職

**（招　集）**

**第２５条**　理事会は、理事長が招集する。

　２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

**（決　議）**

**第２６条**　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過

半数が出席し、その過半数をもって行う。

　２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるも

のに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事

が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

**（議事録）**

**第２７条**　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

　２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

1. **資産及び会計**

**（資産の区分）**

**第２８条**　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

　２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

1. 長崎県佐世保市針尾西町267番地1所在の佐世保祐生園園舎

鉄筋コンクリート造コンクリート屋根・陸屋根２階建　１F（1,076.73㎡）

鉄筋コンクリート造コンクリート屋根・陸屋根２階建　２F（2,782.25㎡）

第４居住棟　 （鉄骨コンクリート造平家建　　　　　　　 　 　299.64㎡）

車庫　　　　（鉄骨造スレート葺平家建　　　　　　　　　　　70.00㎡）

1. 長崎県平戸市大久保町字崎山2,188番地、2,187番地イ及び2,183番地19所在の平戸祐生園園舎

管理棟　　　（鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　　　　　　 476.15㎡）

居住棟　　　（鉄筋コンクリート造陸屋根２階建　 　　１F 　444.99㎡）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　２F 397.89㎡）

渡廊下　　 （鉄骨造スレート葺平家建　　　　　　　　　 　9.64㎡）

1. 長崎県佐世保市針尾西町267番地1所在の特別養護老人ホーム佐世保福寿園園舎

老人ホーム （鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　　 1,984.19㎡）

２階　　　　（鉄筋コンクリート造陸屋根２階建　　　 　　 150.97㎡）

　　　　　霊安室　　 （鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　　　　　 18.00㎡）

　　　　　倉庫　　　 （鉄骨造スレート葺平家建　　　　　　　　　 29.41㎡）

1. 長崎県平戸市大久保町字崎山2,183番地19　宅地　 　　（3,600.74㎡）

　３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

　４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要

　　な手続をとらなければならない。

**（基本財産の処分）**

**第２９条**　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会

　　の承認を得て、長崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げ

る場合には、長崎県知事の承認は必要としない。

　　　一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。

　　　二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸

　　　　付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

**（資産の管理）**

**第３０条**　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

　２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又

　　は確実な有価証券に換えて、保管する。

　３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会

の議決を得て、株式に換えて保管することができる。

**（事業計画及び収支予算）**

**第３１条**　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前

日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更す

る場合も、同様とする。

　２　前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

**（事業報告及び決算）**

**第３２条**　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の

書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
5. 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
6. 財産目録

　２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類につ

いては、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その

他の書類については、承認を受けなければならない。

　３　第１項の書類のほか、次の書類を事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供する

とともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事並びに評議員の名簿
3. 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 事業の概要等を記載した書類

**（会計年度）**

**第３３条**　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終

わる。

**（会計処理の基準）**

**第３４条**　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、

理事会において定める経理規程により処理する。

**（臨機の措置）**

**第３５条**　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を

しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

1. **解　散**

**（解　散）**

**第３６条**　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの

解散事由により解散する。

**（残余財産の帰属）**

**第３７条**　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評

議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財

団法人のうちから選出されたものに帰属する。

1. **定款の変更**

**（定款の変更）**

**第３８条**　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎県知事

　　の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省法令で定める事項

　　に係るものを除く。）を受けなければならない。

　２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくそ

の旨を長崎県知事に届け出なければならない。

1. **公告の方法その他**

**（公告の方法）**

**第３９条**　この法人の公告は、社会福祉法人長崎博愛会の掲示場に掲示するとともに、

官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

**（施行細則）**

**第４０条**　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

**附　　則**

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　宮　内　雪　夫

理　事　富　永　雄　幸

理　事　逸　見　嘉　彦

理　事　田　中　博　治

理　事　坂　本　重　義

理　事　山　口　良　一

**附　　則　２　　　定款の一部変更**

昭和４８年　２月１２日　所在地変更、基本財産の増加

　　昭和５２年１０月２６日　基本財産の増加、法人名称変更、理事定数変更

　　昭和５４年１１月２７日　基本財産の増加

　　昭和５９年　９月２５日　基本財産の増加、法人名称変更

　　平成　１年　５月　９日　副理事長、相談役の新設及び社会福祉事業法の

　　　　　　　　　　　　　　一部改正に伴う関係条文の変更外

　　平成　２年　７月３１日　基本財産の増加

　　平成　４年　５月　８日　基本財産の増加

　　平成　６年　３月　１日　定款準則の変更

　　平成　８年　５月３０日　基本財産の増加

　　平成　８年１１月１６日　定款準則の変更

　　平成１０年　２月２５日　定款準則の変更

　　平成１１年　３月２７日　定款準則の変更

　　平成１３年　５月３１日　定款準則の変更

　　平成１５年１２月２０日　事業の追加等

　　平成１７年１２月１７日　社会福祉法人の認可についての一部改正に伴う

　　　　　　　　　　　　　　関係条文の変更

　　平成１８年１２月２２日　社会福祉法人の認可についての一部改正に伴う

　　　　　　　　　　　　　　関係条文の変更

　　平成１９年　４月１６日　佐世保祐生園改築工事による資産の区分変更

　　平成２４年　４月１３日　障害者自立支援法施行による変更

　　平成２８年　５月３０日　平戸祐生園増築工事による資産の変更

　この定款は、平成２９年　４月　１日から施行する。　　改正社会福祉法